



令和4年度 6月人権一口講座



「18歳から成年」

2022年4月1日より民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が二十歳から十八歳に引き下げられた。これにより、二十歳にならないと出来なかった「契約」が十八歳から出来ることとなり、自らの意思でクレジットカードの作成やローンを組むことが可能となった。

4月、テレビから「十八歳成人！注意するべきこと」などと繰り返し言葉が聞こえていたのを覚えている。

我が家にも十八歳以上で二十歳未満の子どもがいて、茶化すように「もう成人だからね。親には頼っちゃだめよー」などと話していたものだ。その子が、大学進学を機に家を出て一人暮らしを始め、「少しづつ大人になっていくんだなー」と感じていた。

それが、つい先日「そっついえばクレジットカード作ったー」と突然言われ、ビックリ。「あーっ、ニュースで言ってたことは本当だったんだー」と実感した。息子がクレカ(クレジットカードの略語)を作った理由は、買いたいチケットがクレカ決済しか出来なかったからとのこと。「キャッシング機能はつけない、リボ払いは使わない」と自分の中でルールは決めていたと伝えてきた。

とはいえ、契約のリスクも深く考えず、ただ「チケットが欲しい」という気持ちだけで、この前まで親の保護下で守られてきた「十八歳の民法上の成年」(わが息子)は、何らかのトラブルに遭遇した時、それを理解し解決できるのであるのか、心配は尽きないでいる。

数年前から高校では、「消費者教育」に関わる学習にも力を注がれています。学校での学びもそうですが、親からの教育ももちろん必要であると思っております。しかしながら、それだけでは足りないこともあるかと思えます。知らないが故に不幸を招いたり生活苦になったりするのではないよう、個人の権利についてのいろいろな学びが必要不可欠であると思っております。皆さんどう思いますか。



(熊本市ふれあい文化センター広報紙「かけはし」令和四年度六月号より)

短いメッセージ

「はいどうぞ」「ありがとう」
たったそれだけでうれしい

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会 人権カレンダー 長嶺小学校5年 進藤碧人さん(2021年度の作品より)